

措置状況総括表

令和7年10月3日公表分

令和6年度監査テーマ：指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

指摘・意見の数 指摘27(うち措置済み16、措置中1、措置予定8、検討中0、不措置2) 意見58(うち措置済み18、措置中3、措置予定16、検討中20、不措置1)

担当課別の措置状況（※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため、上記「指摘・意見の数」とは一致しない。）

担当課等	措置状況	指 摘					意 見						
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置		
第4章 複数の対象施設に共通する事項		45	35	1	7		2	183	51	1	91	39	1
防災対策推進課 【1 東部防災館】		5	4		1			15	4		9	2	
法制監察課								1	1				
人事課		2	2					22	16		5		1
にぎわい政策課 【2 あすたむらんど】		6	5	1				18	2	1		15	
多文化共生・人権課 【3 人権教育啓発推進センター】		3	2		1			20	3		16	1	
男女参画・青少年課 【4 青少年センター】		4	3		1			18	3		15		
障がい福祉課 【5 障がい者交流センター等】		6	6					19	5		14		
林業振興課 【6 木のおもちゃ美術館】		6	3		1		2	16	3			13	
水環境整備課 【7 旧吉野川流域下水道】		4	2		2			17	5		12		
経営企画課 【8 藍場町地下・松茂駐車場】		3	3					20	3		16	1	
生涯学習課 【9 牟岐少年自然の家】		6	5		1			17	6		4	7	
第5章 個別の対象施設について		8	6		1		1	9	2	3	2	2	
防災対策推進課 【1 東部防災館】								4		2	1	1	
にぎわい政策課 【2 あすたむらんど】		2	1		1			1				1	
男女参画・青少年課 【4 青少年センター】		2	2					1	1				
障がい福祉課 【5 障がい者交流センター等】		1	1										
林業振興課 【6 木のおもちゃ美術館】		1					1	1		1			
水環境整備課 【7 旧吉野川流域下水道】		2	2					1	1				
経営企画課 【8 藍場町地下・松茂駐車場】								1			1		
合計(※)		53	41	1	8		3	192	53	4	93	41	1
構成比		100%	77.3%	1.9%	15.1%		5.7%	100%	27.6%	2.1%	48.4%	21.4%	0.5%

措置状況一覧表

監査テーマ：指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

【制度所管課】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理の対象施設について			
46-47	対象施設の組み合わせについて	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。したがって、指定管理の対象施設の組み合わせは、施設所管課のみで判断するのではなく、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するようすべきである。 【制度所管課】(意見2)	指定管理者制度の全庁見直しを実施中であり、令和7年秋頃をめどに、対象施設の組み合わせについて、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討する仕組みを構築する予定である。 (人事課)	措置予定
47-48	施設管理のウェイトが小さい指定管理について	指定管理においては、基本的には施設の管理をメインとすべきであり、施設の管理以外の部分は適正な範囲にとどめるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3】【制度所管課】(意見3)	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容については、当該施設における各種事業実施の適正化等も考慮の上、指定管理者制度の趣旨を逸脱せず、施設所管課において適切に設定するよう周知した。 (人事課)	措置済み
49-50	指定管理者制度を継続させることの是非について	公の施設について、指定管理者制度を継続するか、直営等他の管理方法とするかについて、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するようすべきである。 【制度所管課】(意見4)	指定管理者制度の全庁見直しを実施中であり、令和7年秋頃をめどに、施設の管理方法について、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討する仕組みを構築する予定である。 (人事課)	措置予定
	指定管理者の募集について			
51-53	申請資格について	指定管理者の募集に当たり、原則として、県内に主たる事務所を置く法人等とするとの要件を設けるべきではない。 【制度所管課】(意見5)	県議会でのご論議等を踏まえ検討した結果、県内企業の育成等には引き続き配慮を行い、引き続き県内に主たる事務所を置く法人等を原則とする。なお、競争性の確保とノウハウを有する県外企業等の参入促進のため、県外企業が県内企業と共同して応募する場合において「県内企業が主たる役割を担う」こととしてきた要件を令和7年6月に撤廃した。	不措置

			(人事課)	
59-62	過年度の決算状況の開示について	指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、5、8】【制度所管課】（意見12）	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、指定管理者公募の際に開示する過年度決算と応募者から提出を受ける収支計画書について、特段の事情のない限り費目を一致させるよう、施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、応募者に提出を求める収支計画書の収入額と支出額については、一致を求めるものではないことを周知した。 (人事課)	措置済み
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、応募者から提出を受ける収支計画書の費目分類については、指定管理業務の実態を踏まえた十分な見直し検討を行うよう施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出などの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見15）	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、収支計画書の各費目については、補足説明などにより、第三者の視点からの検証比較のための配慮を行うよう施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
	指定管理者の選定について			
67-68	外部委員の人選について	外部委員の人選は、当該施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにするのはもちろんのこと、少なくとも同一部局が所管する指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきである。制度所	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、選定委員会における外部委員の人選にあたっては、当該施設の利害関係者はもとより、当該選定委員会の利害関係者等、県全体の選定手続きの公正さに疑義が生じる可能性がある者	措置済み

		管課は、どの範囲の指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきであるかを検討し、外部委員の人選において利害関係者に該当することを理由として選任を避けるべき者の範囲に関する方針を改めた上、施設所管課に周知して遵守させるべきである。 【対象施設：4】【制度所管課】（意見16）	の選定は避けるよう、施設所管課に周知した。 (人事課)	
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見17）	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、募集要領の内容決定に当たっては選定委員会からの十分な意見聴取と検討が求められるため、原則として第1回選定委員会の開催から募集要項の公表までは2週間程度の期間を設けるなど、その実施方法等について適切に決定するよう施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
70-75	審査基準について	指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにならざるを以てることや收支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見18）	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、審査基準の検討に当たっては、管理運営経費の縮減についても、配点として適正かつ十分に反映されるための配慮を行うよう、ご指摘の内容を反映した新たな「審査基準例」等と併せて施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
75-76	外部委員の報償について	選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見20）	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、外部委員に支払うべき報償については、実績が確認できかつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては、関係基準等に基づき会議の出席時間以外も算定の基礎と出来ることを施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
80	協定の内容等について 報奨金・ペナルティ等の設定に	制度所管課は、報奨金とペナルティの両方を設定する場合においては報奨金発生の基準となる数値とペナルティ発	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、報奨金制度について、報奨金とペナルティの基準額は必ずし	措置済み

	について	生の基準となる数値は必ずしも一致させる必要性はない旨など数値設定に係る指針等を検討し、これを施設所管課に周知し、それぞれの基準を適切に設定させるべきである。 【制度所管課】(意見22)	も一致させる必要性はない等の考え方を示すとともに、十分な効果検証を行った上で基準額等の適正な設定を行うよう施設所管課に周知した。 (人事課)	
81-83	収支実績の報告について	指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】(意見24)	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、収支計画書、モニタリングシート及び実績報告書等の各費目については原則として統一するとともに、費目に係る補足説明などによる、第三者の視点からの検証比較のための配慮を行うよう、施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】(意見25)	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、第三者使用における相手先業者の選定については原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべき」趣旨を基本協定書で定めるよう、施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
85-86	修繕について	一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】(意見27)	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において、修繕の実施における相手先業者の選定については原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべき」趣旨を基本協定書で定めるよう、施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
96	モニタリングについて	県によるモニタリングの体制について	制度所管課において、十分なモニタリングの実施に向け、外部の専門家の活用も含め体制整備を検討すべきである。 【制度所管課】(意見36)	指定管理者制度の全庁見直しを実施中であり、令和7年秋頃をめどに、モニタリングのあり方を含めた制度運用全体に係る客観的なチェック体制を構築する予定である。 (人事課)
97	モニタリングとしての利用者等	制度所管課において、指定管理者のみならず施設所管課自身が指定管理施設の利用者等の意見を直接把握できる仕	指定管理者制度の全庁見直しを実施中であり、令和7年秋頃をめどに、施設所管課が施設利用者等の意見を直接把握で	措置予定

	の意見把握について	組みも検討すべきである。 【制度所管課】(意見37)	きる仕組みを含めた制度全体に係る客観的なチェック体制を構築する予定である。	(人事課)	
97-98	モニタリング結果の公表について	モニタリング結果の公表に当たり、より詳細な収支の状況を公表すべきであり、制度所管課において点検・評価シートの様式の改定を検討すべきである。 【制度所管課】(意見38)	令和7年6月の指定管理者制度運用見直し通知において「指定管理者運営状況点検・評価シート」を改定し、収支計画書、モニタリングシート及び実績報告書等の各費目については原則として統一するとともに、費目に係る補足説明などによる、第三者の視点からの検証比較のための配慮を行うよう、施設所管課に周知した。	(人事課)	措置済み
その他について					
102-103	指定管理者制度の制度所管体制について	指定管理者制度全般に係る課題や複数の指定管理施設に共通の課題に関しては、制度所管課において主体的・統一的に課題解決に取り組むべきである。 【制度所管課】(意見41)	指定管理者制度全般に係る課題や複数の指定管理施設に共通の課題の解決等に向け、制度所管課が事務局として主体的・統一的な取り組みを進める「指定管理者制度見直し検討会議」を令和7年5月に設置した。	(人事課)	措置済み
103		制度所管課においては、指定管理者制度全般の検討、評価を担う専門的知見を持つ外部委員を含めた第三者委員会等の常設について積極的に検討されたい。 【制度所管課】(意見42)	指定管理者制度の全庁見直しを実施中であり、令和7年秋頃をめどに、第三者組織等の設置を含めた制度全体に係る客観的なチェック体制を構築する予定である。	(人事課)	措置予定
112	決裁の時期、方法について	一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更是会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。 【対象施設：2、5、6、7、8、9】(指摘18)	指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。引き続き、文書事務の適正化に努めて参りたい。	(人事課)	措置済み
112-113		一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日	指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。引き続き、文書事務の適正化に努めて参りたい。	(人事課)	措置済み

	付の公文書を作成することは慎むべきである。 【対象施設：2、5、6、7、8、9】(指摘19)		
113	制度所管課は、決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【制度所管課】(意見48)	公文書に記載する日付を含めた文書事務の適正な処理について、令和7年3月に法制文書室より全庁通知を行うとともに、令和7年4月には包括外部監査結果の指摘を踏まえた事務執行の適正化について、制度所管課より施設所管課に周知した。 (人事課)	措置済み
113-114	決裁担当者が決裁を実施した日時は公的に残すべき重要な情報なのであるから、決裁担当者が決裁を実施した日時は電子決裁のシステム上記録が残るようにすべきである。 【総務監察課】(意見49)	決裁担当者が決裁を実施した日時については、電子決裁システムにおいて、記録を残すこととした。 (法制監察課)	措置済み

【施設名：東部防災館（対象施設1）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	指定管理者の募集について			
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】(意見7)	東部防災館は、新設施設であったため、収支状況や利用状況等の実績はなかった。 令和14年度の次回指定管理者募集時は、指摘を踏まえた資料を公表する。 (防災対策推進課)	措置予定
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】(意見8)	令和14年度の次回指定管理者募集時は、添付資料も含め公開する。 (防災対策推進課)	措置予定
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】(意見9)	令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、適切な募集期間を設定する。 (防災対策推進課)	措置予定

57		<p>東部防災館の指定管理者の募集に当たり、新規募集であり、また、10年の指定期間でありながら、2か月に満たない募集期間を設定したことは著しく不適当である。 【対象施設：1】(指摘1)</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、適切な募集期間を設定する。</p> <p>(防災対策推進課)</p>	措置予定
57	現地説明会について	<p>指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。 【対象施設：1、3、4】(意見10)</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時は、現地説明会について日程を複数回設け、申請者の拡大や利便性向上につなげる。</p> <p>(防災対策推進課)</p>	措置予定
58-59	東部防災館の指定管理者募集経過について	<p>東部防災館の指定管理者の募集以前に実施された民間提案募集は、募集期間が短期間であることや民間提案が採用された事業者を指定管理者の選定に当たり適切な加点割合や加点の基準を十分に検討することなく加点を行ったといった点が不適当であり、また、実質的には指定管理者の募集と異なるため不必要であった。仮に民間提案募集を行うのであれば、指定管理者制度に係る運用マニュアルに準じて指定管理者募集と同程度の十分な情報公開や募集期間を設定し多数の応募を確保する工夫をした上、選定された事業者について指定管理者の選定に当たり加点をするべきではない。 【対象施設：1】(意見11)</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時までに、今回の民間提案募集のスキームや運営内容等について検証し、公の施設としての在り方を検討する。</p> <p>(防災対策推進課)</p>	検討中
64-65	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】(意見14)</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、指定管理業務の実態を踏まえた収支計画書の費目分類となるよう見直しを行う。</p> <p>(防災対策推進課)</p>	措置予定
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】(意見15)</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、収支計画書の各費目について説明できるよう見直しを行う。</p> <p>(防災対策推進課)</p>	措置予定

	指定管理者の選定について			
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見17）	令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、時間的余裕のあるスケジュールで第1回選定委員会を開催する。 (防災対策推進課)	措置予定
70-75	審査基準について	指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見18）	令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、指定管理料の多寡が得点差に反映されるよう検討する。 (防災対策推進課)	措置予定
75-76	外部委員の報償について	選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見20）	令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」をはじめ、全庁的な方針に従う。 (防災対策推進課)	検討中
協定の内容等について				
81-83	収支実績の報告について	指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見24）	指定管理募集時及び年度終了時の収支計画書は詳細な費目で作成されている。引き続き同様の費目分類により収支実績の報告を求める。 (防災対策推進課)	措置済み

84-85	管理運営期間中の第三者使用について	<p>第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】（指摘4）</p>	<p>全ての再委託業務について、適正な承認手続きを行った。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置済み
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】（意見26）</p>	<p>事前手続を要する「施設に重大な影響を及ぼす修繕」について、施設に即した検討を行い、令和14年度の次回指定管理者募集時に基本協定書に定義する。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置予定
86		<p>東部防災館の要求水準書では、修繕・更新業務に要した費用を月次報告で報告するよう定められているが報告されていなかった。要求水準書どおりに報告するように指導すべきである。</p> <p>【対象施設：1】（指摘6）</p>	<p>指定管理者に対し、令和7年度から修繕・更新業務に要した費用を月次報告で報告するよう指導した。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置済み
モニタリングについて				
95-96	県によるモニタリングの体制について	<p>施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見35）</p>	<p>施設の規模や機能に応じ、モニタリングの人員体制を増強し、適切にモニタリングを実施した。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置済み
情報公開について				
99	選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	<p>選定結果の公表に当たっては選定委員会の議事概要も公表すべきである。</p> <p>【対象施設：1、3、5】（指摘12）</p>	<p>公表済みの選定結果に、議事概要を追加公表した。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置済み
99		<p>選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、5、8】（意見39）</p>	<p>追加公表した議事概要に、選定委員会における議論が把握できる情報を記載した。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置済み
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	<p>選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見40）</p>	<p>公表済みの選定結果に、募集時の添付資料も追加公表した。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置済み

	その他について			
110-112	決裁の時期、方法について	東部防災館について「自家用電気工作物の保安に関する覚書」を令和5年4月1日付けに遡らせて締結した行為は、災害時物資輸送拠点として運用・管理が開始していた時点から既に覚書が作成されていたかのような正しくない外観を作出することになる点で不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。 【対象施設：1】（指摘17）	決裁の時期、方法について、適切に事務を執行するよう、課内に周知した。 (防災対策推進課)	措置済み

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	東部防災館について			
115-116	指定期間について	東部防災館について、指定期間を例外的に10年としたことに合理的な理由は見いだせない。 【対象施設：1】（意見50）	東部防災館は、指定管理者に一定の設備投資（改修）を課す公募を行ったことから、指定管理者の経営を安定させ、より質の高いサービスの提供が行えるよう、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考に減価償却を考慮し、指定期間を10年と設定した。 今後の管理運営状況を踏まえ、令和14年度の次回指定管理者募集時の指定期間を検討する。 (防災対策推進課)	検討中
116	要求水準書の規定について	東部防災館での指定管理者の募集において、条例改正を要する利用時間拡大を前提とした提案ができるかのような記載があったが、指定管理者の募集に当たっては不確実な条件を前提とした提案をさせるべきではない。 【対象施設：1】（意見51）	令和14年度の次回指定管理者募集時では、現在の利用時間を前提とした提案を受けることを明記するなどの配慮を行う。 (防災対策推進課)	措置予定
117	施設の運営実態に応じた指定管理料の変更について	指定管理料を変更すべき事情が生じた場合、影響を受ける可能性のあるすべての費目を考慮すべきである。 【対象施設：1】（意見52）	指定管理料の変更について、影響を受ける可能性のあるすべての費目を考慮する。 (防災対策推進課)	措置中
117-118	指定管理料の見直しについて	東部防災館について、基本協定書第28条第2項に基づき、速やかに第三者委員会を設置し、管理運営内容の検証・評価を実施すべきである。	令和7年度に外部有識者による第三者委員会を設置し、令和6年度決算を踏まえた管理運営内容の検証・評価を速やかに実施する予定である。	措置中

【施設名：あすたむらんど（対象施設2）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理者の募集について			
54-55	募集時における情報公開について	<p>指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見7）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
55-56		<p>指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見8）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
56-57	募集期間について	<p>指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見9）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
64-65		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定</p>	検討中

		<p>わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 14）</p>	<p>である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 15）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
指定管理者の選定について				
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 18）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中

75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
77-78	協定の内容等について			
	報奨金・ペナルティ等の設定について	<p>報奨金は対象施設を想定よりも上回る成績で運営したことに対する報奨であり、ペナルティは想定よりも下回る運営となったことに対して与えられるものである。そして、その想定には一定の幅があっても良いのであるから、それぞれが発生する数値基準を一致させる必要性はない。報奨金制度を採用する施設においては、次回の指定管理者の募集の際には、報奨金の基準となる数値をペナルティの基準となる数値よりも高い基準に設定することなどを含めて検討を行い、報奨金発生の基準が不当に低くならないようすべきである。</p> <p>【対象施設：2、6】（意見 21）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中
81-83	収支実績の報告について	<p>一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、9】（指摘 3）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、原則として、収支計画書と実績報告書等の費目を統一するとともに、費用の内訳が分かりにくいもの等、詳細な説明が必要な場合には、別途参考資料の提供を求めることとしている。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	措置中
81-83		<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 24）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、原則として、収支計画書と実績報告書等の費目を統一するとともに、費用の内訳が分かりにくいもの等、詳細な説明が必要な場合には、別途参考資料の提供を求めることとしている。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	措置中
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させる</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（にぎわい政策課）</p>	検討中

		べきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見25）		
84-85		第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】（指摘4）	令和6年度以降は、第三者使用の際、再委託業務の内容や契約期間、予定金額、業者選定の方法等を記載した資料を添付した上で承認申請を行うよう徹底した。 (にぎわい政策課)	措置済み
85	修繕について	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】（意見26）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (にぎわい政策課)	検討中
86		あすたむらんどの基本協定書では、1件10万円以上の修繕について事前協議が必要であると定められているが、事前協議についての書類が存在しなかった。基本協定書に定められたとおり適切に手続を実施するとともに事前協議の書類について保存すべきである。 【対象施設：2】（指摘5）	令和6年度以降、1件10万円以上の修繕については書面による事前協議を行うよう徹底した。 (にぎわい政策課)	措置済み
87-88		あすたむらんどの修繕費について、年間2,500万円を超える場合に県と指定管理者のどちらが負担するのか必ずしも明らかではない。疑義が生じないように基本協定書の規定を改めるべきである。 【対象施設：2】（意見29）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (にぎわい政策課)	検討中
	モニタリングについて			
91-93	県によるモニタリングについて	あすたむらんどについて、基本協定における提出期限までに提出された収支の状況に関する年次報告の内容は正確なものではなく協定に違反する。県においては、かかる協定に違反する不正確な報告を許容することなく、期限までに正確な報告をするよう指導すべきである。 【対象施設：2】（指摘11）	ご指摘を受け、令和7年3月に指定管理者に対し、地方自治法第244条の2第10項に基づき、基本協定書に定める報告期限を厳守するよう指示を行い、令和6年度報告においては、期限内に正確な報告が提出されたことを確認した。 (にぎわい政策課)	措置済み
95-96	県によるモニタリングの体制について	施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。 【対象施設：全】（意見35）	令和7年度においては、指針に基づき、2日間、3名体制によりモニタリングを実施した。 (にぎわい政策課)	措置済み

	情報公開について			
99	選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。 【対象施設：1、2、3、5、8】（意見39）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。	検討中 (にぎわい政策課)
	選定結果の公表に当たり添付される資料について	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。 【対象施設：全】（意見40）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。	検討中 (にぎわい政策課)
その他について				
105	光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	あすたむらんどでは、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、計算ミスにより本来の補填すべき金額より多額の補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。 【対象施設：2】（意見43）	令和6年度における光熱費影響額に対する指定管理料の増額変更に当たっては、細心の注意を払うとともに、複数の職員、セクションによる多層的なチェックを行った。また、指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行っており、今後は、同種の補填のための実績集計などの細かな積算は生じない見込みである。	措置済み (にぎわい政策課)
112	決裁の時期、方法について	一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。 【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘18）	指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。	措置済み (にぎわい政策課)
112-113		一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。 【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘19）	指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。	措置済み (にぎわい政策課)

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
119	あすたむらんどについて 指定管理者の募集、審査に関する記録の保管について	あすたむらんどについて、今回の監査に際して施設所管課は指定管理者募集時の申請書類を発見することができなかつたが、そのような書類管理はあまりにもずさんである。また、選定委員会の採点表は、事後的な検証が可能となるよう、原本を保管すべきである。 【対象施設：2】(指摘20)	書類管理には細心の注意を払うとともに、選定委員会の採点表は、事後的な検証が可能となるよう、必ず原本を保管することとしている。 (にぎわい政策課)	措置予定
119-120	募集時の添付資料と説明について	指定管理者の募集に当たっては、既存の指定管理者との他の者との間に大きな情報格差があることを考慮し、応募者間の公平性を害することのないよう十分な情報開示や説明がなされるべきである。 【対象施設：2】(意見54)	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際に、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (にぎわい政策課)	検討中
120-122	管理費について	あすたむらんどの収支報告においては、指定管理料に対する一定の割合が管理費として計上されているが、指定管理者による管理業務の実態を正確に反映したものではない。管理業務の実態を正確に把握して公表するため、収支報告においては、当年度に現に支出した金額を報告せらるべきである。あすたむらんどにおいて、指定管理者は過去の包括外部監査においても同様の指摘を受けているにもかかわらず不正確な事業報告を繰り返しているのであり、また、県はそのような状況を放置しているのであるから、著しく不適切な状態であると評価するほかない。 【対象施設：2】(指摘21)	あすたむらんどの収支報告において計上されている管理費については、指定管理者における管理運営業務のうち、本社業務に係る部分であり、令和6年度の収支報告に関しては、モニタリングにおいて全て令和6年度中に現に支出された金額であることを確認した。施設所管課である当課においても、施設へのモニタリングや指導が不十分であったとの指摘を真摯に受け止め、今後も、収支の正確かつ詳細な実態把握を徹底するとともに、指定管理者に対しては的確で迅速な助言・指導を行い、健全で透明性の高い施設運営に努める。 (にぎわい政策課)	措置済み

【施設名：人権教育啓発推進センター（対象施設3）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	指定管理の対象施設について			

47-48	施設管理のウェイトが小さい指定管理について	<p>指定管理においては、基本的には施設の管理をメインとすべきであり、施設の管理以外の部分は適正な範囲にとどめるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3】【制度所管課】（意見3）</p>	<p>指定管理施設における人権教育・啓発に関する業務の適正な範囲について、他県の類似施設の状況なども確認し、検討する。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	検討中
54-55	指定管理者の募集について	<p>募集時における情報公開について</p> <p>指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見7）</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、施設の収支状況や利用状況および第三者への委託状況の詳細について、公開することとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
55-56		<p>指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見8）</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、募集要項、要求水準書に加え、添付資料についても県ホームページ上で公開することとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
56-57	募集期間について	<p>指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見9）</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、可能な限り長期の募集期間を設定することとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
57	現地説明会について	<p>指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。</p> <p>【対象施設：1、3、4】（意見10）</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者の募集時には、現地説明会を複数回開催することとし、日程間隔も1週間以上あけることとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
59-62	過年度の決算状況の開示について	<p>指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3、5、8】【制度所管課】（意見12）</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、参考資料に記載していた過年度決算が、応募予定者に提出させる収支計画書の費目と一致させて開示することとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に</p>	<p>収支計画書において、収入計と支出計が等しくなるよう収支計画を作成させる旨の注意書きを削除する。加えて、収支計画書提出時において、収入と支出が一致せず、応募者に利益が生ずる場合でも提出可とする旨を募集要項に明記することとする。</p>	措置予定

		周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）	(多文化共生・人権課)	
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）	令和8年度の次回指定管理者募集時に提出させる収支計画書の費目は、業務の実態を踏まえた費目とすることとする。 (多文化共生・人権課)	措置予定
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見15）	令和8年度の次回指定管理者募集時に提出させる収支計画書について、業務の実態を踏まえた費目を設け、個別の収入・支出がどの費目に該当するか、適切に説明を行うこととする。 (多文化共生・人権課)	措置予定
68-70	指定管理者の選定について	第1回選定委員会の開催時期について 第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見17）	令和8年度の次回指定管理者募集時において、選定委員会は選定委員から出された意見を反映できるよう、余裕をもったスケジュールを確保し開催することとする。 (多文化共生・人権課)	措置予定
70-75	審査基準について	指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映さ	令和8年度の次回指定管理者募集時において、指定管理料の多寡が審査時の得点に十分反映するよう審査基準の見直しを行うこととする。 (多文化共生・人権課)	措置予定

		<p>れるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 18）</p>		
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>選定委員会の外部委員に支払う報償について、応募書類等の内容検討に要した時間も算定基準に含めることとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
協定の内容等について				
81-83	収支実績の報告について	<p>一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、9】（指摘 3）</p>	<p>令和6年度分から、募集時の収支計画書に沿った費目分類にて事業実績報告書の提出を求めたところである。</p> <p>令和7年度以降も、同様の事業実績報告書の提出を求めていく。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置済み
81-83		<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 24）</p>	<p>令和6年度分から、募集時の収支計画書に沿った費目分類にて事業実績報告書の提出を求め、当該報告書に基づき、収支の適否の確認を行ったところである。</p> <p>令和7年度以降も、同様に確認を行っていく。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置済み
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見 25）</p>	<p>第三者使用における相手先業者選定の際、入札や相見積もりを行うなど原則競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には、県に業者選定理由を書面で示すことを基本協定書で定めることとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
84-85		<p>第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。</p>	<p>基本協定書に基づき、令和7年3月19日に指定管理者から令和7年度管理運営業務に係る第三者使用に関する承認の</p>	措置済み

		再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】（指摘4）	求めがあり、令和7年3月27日付けで承認した。 今後も基本協定書に基づき、適正な手続きを行っていく。 (多文化共生・人権課)	
85	修繕について	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 (意見26)	事前の手続きが必要な修繕について、施設所管課と指定管理業者双方が明確に判断できるよう、基本協定書において用語の定義を行うこととする。 (多文化共生・人権課)	措置予定
85-86		一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】 (意見27)	指定管理者において修繕を行う場合、原則として競争に付すものとし、1者随意契約を行う際には、業者選定理由を示すよう、基本協定書で定めることとする。 (多文化共生・人権課)	措置予定
モニタリングについて				
93	県によるモニタリングについて	指定管理者からの収支状況の報告のうち、当初の計画額や予算額と決算額との乖離が大きな費目については、モニタリング時に、内訳、支払先、金額なども調査・評価すべきである。 【対象施設：3】（意見30）	令和7年5月13日に令和6年度事業分のモニタリングを実施し、令和6年度予算額と決算額の乖離が大きい費目について、内容を確認したところである。 (多文化共生・人権課)	措置済み
95-96	県によるモニタリングの体制について	施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。 【対象施設：全】（意見35）	モニタリング実施時は、職員2名により確認する体制としている。令和7年度以降も同様の体制で実施する。 (多文化共生・人権課)	措置済み
情報公開について				
99	選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	選定結果の公表に当たっては選定委員会の議事概要も公表すべきである。 【対象施設：1、3、5】（指摘12）	令和8年度の次回指定管理者選定結果公表時には、選定委員会の議事概要を公表することとする。 (多文化共生・人権課)	措置予定
99		選定結果とともに公開される議事概要については、選定	令和8年度の次回指定管理者選定結果公表時には、選定委	措置予定

		委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。 【対象施設：1、2、3、5、8】（意見39）	委員会における議論の状況、選定にいたる経緯や選定委員の意見などが把握できるよう、議事概要に記載することとする。 (多文化共生・人権課)
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。 【対象施設：全】（意見40）	令和8年度の次回指定管理者募集時に公開する募集要項、要求水準書および参考資料については、次々回の指定管理者募集時まで公開を継続することとする。 (多文化共生・人権課)

【施設名：青少年センター（対象施設4）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
54-55	指定管理者の募集について	募集時における情報公開について 指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、収支状況や、利用状況の詳細、現指定管理者において委託している業務の内容や費用の詳細についても可能な限り公開する。 (男女参画・青少年課)	措置予定
		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、公開する。 (男女参画・青少年課)	措置予定
		募集期間について 指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。 【対象施設：全】（意見9）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、募集期間について、可能な限り長期の期間を設定する。 (男女参画・青少年課)	措置予定
		現地説明会について 指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。 【対象施設：1、3、4】（意見10）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、現地説明会について、相当な間隔を開けて日程を複数回設ける。 (男女参画・青少年課)	措置予定

62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たり提出を求める収支計画書については、必ずしも収入額と支出額を一致させることを求めないこととする。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置予定
64-65		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高い費目分類とするよう見直しを行うこととする。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置予定
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見15）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、応募者に提出させる収支計画書の費目について補足説明などにより、第三者の視点から検証比較が可能となるよう配慮を行うこととする。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置予定
指定管理者の選定について				
67-68	外部委員の人選について	<p>外部委員の人選は、当該施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにするのはもちろんのこと、少なくとも同一部局が所管する指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきである。制度所管課は、どの範囲の指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきであるかを検討し、外部委員の人選において利害関係者に該当することを理由として選任を避けるべき者の範囲に関する方針を改めたら上、施設所管課に周知して遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：4】【制度所管課】（意見16）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、選定委員会における外部委員の人選に当たっては、当該施設の利害関係者はもとより、当該選定委員会の利害関係者等、県全体の選定手続きの公正さに疑義が生じる可能性がある者は選定しない。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置予定
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであ</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たり開催する選定委員会は、選定委員から出された意見を反映できるよう、原則として第</p>	措置予定

		<p>り、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりるべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見17）</p>	<p>1回選定委員会の開催から募集要項の公表まで2週間程度の期間を設けることとする。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見18）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集時の審査基準の設定に当たっては、指定管理料の多寡について配点として適正かつ十分に反映されるよう行うこととする。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置予定
75	内部委員による審理への関わり方について	<p>選定委員会において、内部委員は、あくまでも選定委員としてその職責に当たるべきであり、選定後の県による指定管理者に対する指導等について約束、説明したりあるいは意見を受け付けたりするような振る舞いを行うべきではない。</p> <p>【対象施設：4】（意見19）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時の選定委員会においても、内部委員は、選定委員の一員として審査を行うことを職責とする。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置予定
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見20）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集時の外部委員に支払うべき報償については、実績が確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては、関係基準等に基づき会議の出席時間以外も算定の基礎とする。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置予定
81-83	協定の内容等について	<p>収支実績の報告について</p> <p>一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告とし</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、原則として収支計画書と実績報告書の費目を統一することとした。</p> <p>（男女参画・青少年課）</p>	措置済み

		て指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、9】（指摘3）		
81-83		指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見24）	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、年度終了時に提出される実績報告については、収支計画書における費目分類により報告することとした。また、実績報告と収支計画とを照合し、収支の適否のチェックを行うこととした。 (男女参画・青少年課)	措置済み
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見25）	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、第三者使用における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。 (男女参画・青少年課)	措置予定
84-85		第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】（指摘4）	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、指定管理者が第三者使用（再委託）をしようとするときは、事前に再委託業務の内容や契約期間、予定金額等を記載した書面を県に提出し、書面による承諾を行うこととした。 (男女参画・青少年課)	措置済み
85	修繕について	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】（意見26）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合がどのような場合か、明確に判断できるよう、基本協定書で定義する。 (男女参画・青少年課)	措置予定
85-86		一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付するものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。 (男女参画・青少年課)	措置予定

		【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】 (意見27)		
95-96	モニタリングについて 県によるモニタリングの体制について	施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。 【対象施設：全】(意見35)	施設の規模や機能に応じたモニタリングを実施できるよう人員体制の整備を行った。 (男女参画・青少年課)	措置済み
100	情報公開について 選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	青少年センターにおいて、選定結果とともに公開される議事概要について、実際の選定委員会の議論状況とは異なる印象を与えるものがあった。議事概要是、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などを正確に記載すべきである。 【対象施設：4】(指摘13)	令和9年度の次回指定管理者募集にかかる選定委員会の議事概要については、議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などを正確に記載を行うこととする。 (男女参画・青少年課)	措置予定
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。 【対象施設：全】(意見40)	県のホームページにおいて、前回公募時の募集要項や要求水準書の本文と併せて、添付資料についてもすべて公開することとした。 (男女参画・青少年課)	措置済み
103-105	その他について 光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	青少年センターでは、募集要項で光熱水費の実績額が基準額を超える又は下回る場合には調整を行うことになっているが一切調整を行っていなかった。光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、募集要項に定められたとおり調整を行うべきである。 【対象施設：4】(指摘14)	今回の指摘を受けて令和6年度の光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、募集要項に定められたとおり調整を行った。 (男女参画・青少年課)	措置済み

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
123	青少年センターについて 指定管理者の募集方法について	青少年センターにおいて令和3年度中に実施された指定管理者の選定に当たり公募を行わなかったことについて、	令和4年度に実施した指定管理者の選定に当たっては、公募で行った。次回以降も指定管理者の選定に当たっては、公	措置済み

		その理由などは公表されておらず不适当である。 【対象施設：4】(指摘22)	募で実施する。 (男女参画・青少年課)	
123-124		青少年センターにおいて令和3年度中に実施された指定管理者の選定に当たり公募を行わなかったことについて相当な理由はなく不適当であった。指定管理者の選定に当たっては、公募を原則とし、公募を行わない場合にはその理由があるかについて十分な検討がなされるべきである。 【対象施設：4】(指摘23)	令和4年度に実施した指定管理者の選定に当たっては、公募で行った。次回以降も指定管理者の選定に当たっては、公募で実施する。 (男女参画・青少年課)	措置済み
124-125	維持管理・運営費について	青少年センターの事業報告には「維持管理・運営費（人件費含む）」が令和4年度と令和5年度とで月単位で同額という不自然な点があったにもかかわらず、施設所管課はこの点について特段の確認を行わなかった。業務報告書の内容について疑義がないか検査するとともに、疑義のある費目については根拠資料を確認するなどして報告内容の正確性を十分に調査すべきである。 【対象施設：4】(意見55)	今回の指摘を受けて令和6年度の業務報告書の内容について、疑義がないか検査するとともに、疑義のある費目については、根拠資料を確認するなどして、報告内容の正確性の調査を行った。 (男女参画・青少年課)	措置済み

【施設名：障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）（対象施設5）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理者の募集について			
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】(意見7)	令和9年度の次回指定管理者募集時は、「過去3年間の収支状況や施設利用状況」を公開することとする。また、第三者へ委託している業務については、その内容等の詳細も公開することとする。 (障がい福祉課)	措置予定
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】(意見8)	令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募の検討材料となる管理施設の収支状況などの添付資料も県のホームページ上で公開することとする。 (障がい福祉課)	措置予定

56-57	募集期間について	<p>指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見9）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、可能な限り長期の募集期間を設定することとする。</p> <p>（障がい福祉課）</p>	措置予定
59-62	過年度の決算状況の開示について	<p>指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3、5、8】【制度所管課】（意見12）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書の費目は一致したものとする。</p> <p>（障がい福祉課）</p>	措置予定
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募者を十分に確保する取組を行った上で、収支計画書における収支の均衡を求めないこととする。</p> <p>（障がい福祉課）</p>	措置予定
64-65		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募者に提出させる収支計画書の費目について、制度所管課が示す費目分類を基本としつつ、指定管理業務の実態に沿うものに見直した上で、その費目分類により指定管理者から実績報告を求めるここととする。</p> <p>（障がい福祉課）</p>	措置予定
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見15）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募者に提出させる収支計画書の各費目について、制度所管課が示す方針を基本としつつ、指定管理業務の実態に即して説明を行うこととする。</p> <p>（障がい福祉課）</p>	措置予定
68-70	指定管理者の選定について 第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであ</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、第1回選定委員会の開催スケジュールを見直し、募集要項の公表までに十分な期間を確保することとする。</p>	措置予定

		<p>り、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見17）</p>	(障がい福祉課)	
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見18）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、制度所管課が示す審査基準例を基本に、配点を見直すとともに、指定管理料の多寡が適切に得点に反映されるよう換算方法を改めることとする。</p>	措置予定 (障がい福祉課)
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見20）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、外部委員に支払うべき報償について、実績が確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては、算定の基礎とする。</p>	措置予定 (障がい福祉課)
	協定の内容等について			
81-83	収支実績の報告について	<p>一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、9】（指摘3）</p>	<p>指摘を受け、令和6年度の年度終了時は、実績報告の費目分類を見直し、収支計画書と同様の費目分類による実績の報告を求め提出を受けた。引き続き、同一の費目分類による収支計画書と実績報告書の提出を求ることとする。</p>	措置済み (障がい福祉課)
81-83		<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。</p>	<p>指摘を受け、令和6年度の年度終了時は、実績報告の費目分類を見直し、収支計画書と同様の費目分類による実績の報告を求め提出を受けた上で、収支の適否についてチェックを</p>	措置済み

		<p>そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 24）</p>	<p>行った。引き続き、同一の費目分類による収支計画書と実績報告書の提出を求め、収支の適否について確認を行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見 25）</p>	<p>第三者使用における相手先業者は、指名競争入札又は随意契約の方法で選定している。</p> <p>なお、随意契約においては、予定価格の額に応じた見積徴収業者数を定め、見積り合わせにより競争に付しており、1者随意契約を行う際には、業者選定理由を明らかにした上で契約している。</p> <p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、第三者使用における相手先業者の選定に係るこれらのルールを、基本協定書において定めることとする。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	措置予定
84-85		<p>第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】（指摘4）</p>	<p>再委託については、施設の維持管理等の専門的な技術や資格が必要な業務のみ認めているが、指摘を受け、令和7年度においては承認手続きを見直し、再委託の内容について、仕様書や選定方法等の詳細を個別に確認し、手続きを行った。引き続き、再委託の内容について、詳しく確認した上で、個別に承認手続きを行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	措置済み
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】（意見 26）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」という用語について基本協定書等で定義し、どのような場合に事前の手続きが必要となるかを明確にすることとする。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	措置予定
85-86		<p>一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】（意見 27）</p>	<p>一定の金額を超える修繕の実施における業者は、指名競争入札又は随意契約の方法で選定している。</p> <p>なお、随意契約においては、予定価格の額に応じた見積徴収業者数を定め、見積り合わせにより競争に付しており、1者随意契約を行う際には、業者選定理由を明らかにした上で契約している。</p> <p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、これらのルールを、基本協定書において定めることとする。</p>	措置予定

			(障がい福祉課)	
86-87		障がい者交流センター等の修繕費について、県と指定管理者のどちらが負担すべきかは大規模修繕に該当するかどうかで判断することになっているが、金額基準も設けることが望ましい。 【対象施設：5】（意見28）	これまで、基本協定書別紙に記載の大規模修繕以外の修繕費については、緊急性及び所要額の多寡に応じ、県と指定管理者が協議の上、どちらが実施者となるかを決定していた。また、所要額の多寡の判断の目安は、原則として1件20万円が県と指定管理者との共通認識である。 御意見を踏まえ、令和9年度の次回指定管理者募集時は、基本協定書に金額基準を明記することとする。	措置予定
	モニタリングについて			
93-94	県によるモニタリングについて	指定管理者からの収支状況の報告のうち、事業区分間繰入金などその項目名だけではいかなる経費なのか不明な費目については、その内訳も確認すべきである。また、当該施設の管理との関連性が不明確な費目については、より詳細な調査を行い施設管理との関連性や支出の適正について評価すべきである。 【対象施設：5】（意見31）	令和6年度の収支状況報告については、5月26日に実施したモニタリング時において、より詳細な調査を実施した結果、収支の項目名だけでは不明な内容や施設管理との関連性等、支出の適正を確認することができた。	措置済み (障がい福祉課)
95-96	県によるモニタリングの体制について	施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。 【対象施設：全】（意見35）	指定管理者とは、モニタリング時に限らず、日頃から緊密に連絡をとり業務の確認を行っている上で、モニタリングは、適正に実施できる体制を確保している。	措置済み (障がい福祉課)
	情報公開について			
99	選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	選定結果の公表に当たっては選定委員会の議事概要も公表すべきである。 【対象施設：1、3、5】（指摘12）	指摘を受け、選定結果の公表内容を見直し、直近の更新時（R4）の県ホームページ「徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理候補者の選定結果について」及び「徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理候補者の選定結果について」において、議事概要を掲載した。	措置済み (障がい福祉課)
99		選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。 【対象施設：1、2、3、5、8】（意見39）	意見を受け、選定結果の公表内容を見直し、直近の更新時（R4）の県ホームページ「徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理候補者の選定結果について」及び「徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理候補者の選定結果について」において、	措置済み

			選定委員会における議論の状況等が把握できる議事概要を掲載した。 (障がい福祉課)	
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。 【対象施設：全】（意見40）	意見を受け、指定管理者の募集に係る情報の公開期限を見直し、直近の募集時（R4）の県ホームページ「徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理候補者の選定結果について」及び「徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理候補者の選定結果について」を継続して公開している。 (障がい福祉課)	措置済み
その他について				
105-106	光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	障がい者交流センター等では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、実際の決算では黒字であるにもかかわらず赤字の収支見込みであるとして補填が行われた。実際の決算と収支見込みとの差異は、実際に指定管理料の変更手続を行った時期からしても異常に多額であるところ、明らかに誤った収支見込みに基づき光熱費影響額の補填を行っており極めて不適切であった。 【対象施設：5】（指摘15）	指摘の件については、指定管理料増額分は、「光熱費影響額（令和3年度と比較した増額分）」及び「収支見込額」を根拠とした算定方法がとられたが、収支見込額において、人件費や修繕費等の事務費の支出額を過大に見込んだことが要因である。 令和6年度については、収支見込額を精査して提出するよう指定管理者には指導し、光熱費高騰に対する影響額を補填している。引き続き、適正な事務処理がなされるよう指導・助言を行う。 (障がい福祉課)	措置済み
112	決裁の時期、方法について	一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更是会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。 【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘18）	指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。引き続き、文書事務の適正化に努めて参りたい。 (障がい福祉課)	措置済み
112-113		一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。	指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。引き続き、文書事務の適正化に努めて参りたい。 (障がい福祉課)	措置済み

【対象施設：2、5、6、7、8、9】(指摘19)

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
126	障がい者交流センター等について 自主事業（委託事業）について	障がい者交流センター等について、自主事業の実施や変更に当たっては県の事前承認を要するところ、事前承認がなされていない自主事業が実施されていた。 【対象施設：5】(指摘24)	視聴覚障がい者支援センターは、「徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例」により、「視聴覚障がい者の支援のための必要な事業を実施すること」とされていることから、市町村が視聴覚障がい者を支援するためにセンターに委託して実施する点字広報の制作や手話通訳派遣事業については、センターの本来業務であるとの認識により、自主事業としての事前承認を行っていないかった。 指摘を受け、令和7年度より、市町村から受託するこれらの事業についても、他の自主事業と同様に事前承認を行った。引き続き、要求水準書で求めている事務の適正な執行に努めて参る。	(障がい福祉課) 措置済み

【施設所管課：木のおもちゃ美術館（対象施設6）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指標及び意見	講じた措置等	措置状況
54-55	指定管理者の募集について 募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】(意見7)	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定	検討中

		すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	である。 (林業振興課)	
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。 【対象施設：全】（意見9）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出などの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見15）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
68-70	指定管理者の選定について	第1回選定委員会の開催時期について	第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。

		余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見17）	(林業振興課)	
70-75	審査基準について	指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見18）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
75-76	外部委員の報償について	選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見20）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
協定の内容等について				
77-78	報奨金・ペナルティ等の設定について	報奨金は対象施設を想定よりも上回る成績で運営したことに対する報奨であり、ペナルティは想定よりも下回る運営となったことに対して与えられるものである。そして、その想定には一定の幅があっても良いのであるから、それぞれが発生する数値基準を一致させる必要性はない。報奨金制度を採用する施設においては、次回の指定管理者の募集の際には、報奨金の基準となる数値をペナルティの基準となる数値よりも高い基準に設定することなどを含めて検討を行い、報奨金発生の基準が不当に低くならないようすべきである。 【対象施設：2、6】（意見21）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 (林業振興課)	検討中
78-79		木のおもちゃ美術館において、令和6年2月1日付けの変更協定書により年度入館者数目標を10万人と設定した	報奨金制が適用される基準は、基本協定書第11条の別紙7（令和5年1月と令和6年2月の変更2回有り）により、	不措置

	<p>ことは、募集要項や当初の基本協定の趣旨を逸脱して指定管理者に報奨金を発生させあるいはペナルティを回避させるものであり、不適切であった。</p> <p>【対象施設：6】（指摘2）</p>	<p>「令和3年10月から令和5年9月までの入館者数の実績を基に、令和5年度に設定する」と規定されている。</p> <p>そこで、令和5年度において、令和3年10月から令和5年9月までの入館者数の実績（平均109,637人/年）について検討した結果、「木のおもちゃ美術館」が令和3年度に新設された施設であることから入館者数は上振れしていると考えられ、加えて、他県の同趣旨かつ同規模施設の年間入館者数（東京おもちゃ美術館（東京都新宿区）10万人、焼津おもちゃ美術館（静岡県焼津市）7.3万人）に照らせば、令和5年度に「年度入館者数目標」を10万人に設定したことは妥当としたところである。</p>	
81-83	<p>収支実績の報告について</p> <p>一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、9】（指摘3）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、原則として収支計画書と実績報告書の費目を統一するとともに、費目の内訳がわかりにくいもの等、詳細な説明が必要な場合には、別途、参考資料等の提出を求めるとした。</p> <p>また、過年度分については、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による収支実績書の提出を求め既に提出済みである。</p> <p>なお、当該施設に係る過年度分の収支実績書については、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類を細分化したものであったためモニタリング時の検証には問題なかった。</p>	措置済み
81-83	<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見24）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、原則として収支計画書と実績報告書の費目を統一するとともに、費目の内訳がわかりにくいもの等、詳細な説明が必要な場合には、別途、参考資料等の提出を求めるとした。</p>	措置済み
83-84	<p>管理運営期間中の第三者使用について</p> <p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p>	検討中

		管課】(意見 25)		
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 (意見 26)</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>(林業振興課)</p>	検討中
モニタリングについて				
94	県によるモニタリングについて	<p>指定管理者からの収支状況の報告のうち、前年度の金額や本年度の予算額との比較において大きく金額が上昇している費目については、モニタリングにおいてその理由や内訳などについて調査すべきである。</p> <p>【対象施設：6】(意見 32)</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和7年度から、原則として収支計画書や実績報告書と費目を統一したことから、月次のモニタリングにおいて、改訂されたモニタリングに係る「点検・評価シート」を活用し、より透明性の高い比較検証を実施している。</p> <p>また、計画額との乖離が大きいもの、費目の内訳がわかりにくいもの等、詳細な説明が必要な場合には、指定管理者に対して、別途、参考資料等の提出を求める。</p> <p>(林業振興課)</p>	措置済み
95-96	県によるモニタリングの体制について	<p>施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。</p> <p>【対象施設：全】(意見 35)</p>	<p>モニタリングの実施体制としては、これまでと同様に原則、毎月、担当リーダーと担当者により、指定管理者と対面により実施する。また、モニタリングの結果については、その都度、指定管理者と共有するとともに所属長に報告し情報共有を図る。</p> <p>なお、モニタリングの実施に当たっては、令和7年6月9日付け人第190号の通知により改訂されたモニタリングに係る「点検・評価シート」を念頭に置き、収支状況等において第三者の視点から検証比較が可能となるように配慮する。</p> <p>(林業振興課)</p>	措置済み
情報公開について				
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	<p>選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。</p> <p>【対象施設：全】(意見 40)</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>(林業振興課)</p>	検討中
その他について				

106-107	光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	<p>木のおもちゃ美術館では、募集要項で光熱水費の実績額が基準額を超える又は下回る場合には調整を行うことになっているが一切調整を行っていない。更には光熱費影響額に対する指定管理料の増額まで行っており不當である。光熱費影響額についての指定管理料の増額と光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、指定管理者と協議の上調整を行うべきである。</p> <p>【対象施設：6】（指摘16）</p>	<p>募集要項においては、「令和3年度の光熱水費の実績額（税込み額）が3,765,000円（令和4年度以降については、7,531,000円）を超える又は下回った場合には、施設の利用状況に応じて、県と指定管理者が協議の上、調整を行います。」と定められている。</p> <p>監査対象年度において、光熱水費の実績額は、募集要項に定める基準額を下回っている一方で、節電、節水による光熱水費の削減等への取組が確認でき、募集要項に定める入館者数目標10万人を上回る実績を上げており、差額分についても人件費等として必要な経費として指定管理料が執行できていたことから、指定管理者と協議を行った上で、基本協定書に定める指定管理料を支払った（調整額を0円とした）。</p> <p>令和7年度についても、募集要項の規定どおり、施設の利用状況に応じて、県と指定管理者が協議の上、調整を行うこととし、指定管理者が適正かつ円滑に業務を遂行するよう指導していく。</p> <p style="text-align: right;">（林業振興課）</p>	不措置
112	決裁の時期、方法について	<p>一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行なったことは不適切であった。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘18）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。</p> <p style="text-align: right;">（林業振興課）</p>	措置済み
112-113		<p>一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘19）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。</p> <p style="text-align: right;">（林業振興課）</p>	措置済み

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
127	木のおもちゃ美術館について	<p>第三者への委託について</p> <p>木のおもちゃ美術館におけるフロア運営業務に関する第三者への委託は業務の主たる部分の委託に当たり、これを禁止する要求水準書の規定に反する。 【対象施設：6】(指摘25)</p>	<p>指摘のあった第三者への委託については、木のおもちゃ美術館の指定管理業務のうち、フロア接客業務としてNPOに委託をしているものである。業務の実態は指定管理者の指揮監督の下補助的に実施しているものであり、県として主たる業務の再委託でないものと判断し承認している。今後とも指定管理者が、適正かつ円滑に主たる業務を遂行するように指導していく。</p> <p>(林業振興課)</p>	不措置
127-128	自主事業について	<p>木のおもちゃ美術館における自主事業である「一口館長（サポートーズボード）プロジェクト」では指定管理者が協賛金を受領することになるが、協賛金が計画どおり支出されることなく指定期間が終了した場合の協賛金の処理については不明瞭な状態となっている。施設所管課は、この点について指定管理者との間で速やかに取り決めを行うべきである。また、自主事業の承認に当たっては、指定期間が終了するなどして指定管理者が変更する場合を想定し、あらかじめ自主事業の内容に応じた協議や合意をなすべきである。 【対象施設：6】(意見56)</p>	<p>木のおもちゃ美術館における自主事業である「一口館長（サポートーズボード）プロジェクト」については、受領した協賛金が指定期間内に全額支出されるように指導を行い、毎月モニタリングにより収支状況を把握していく。</p> <p>(林業振興課)</p>	措置中

【施設名：旧吉野川流域下水道（対象施設7）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指標及び意見	講じた措置等	措置状況
53-54	指定管理者の募集について	<p>申請資格について</p> <p>指定管理者の募集要件として、申請資格者が著しく絞られるような要件を設定すべきではない。また、募集要件に係る記載は一義的に理解できるような表現を用いるべきである。</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、県外企業が県内企業と共同して応募する場合において「県内企業が主たる役割を担う」とことしてきた要件を撤廃する。また、募集要件に</p>	措置予定

		【対象施設：7】（意見6）	係る記載は、わかりやすい表現を用いる。 （水環境整備課）	
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、公開すべきでない資料を除き、第三者への委託状況について、可能な限り公開する。 （水環境整備課）	措置予定
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、公開すべきでない資料を除き、要求水準書の添付資料について、可能な限り公開する。 （水環境整備課）	措置予定
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、募集期間について、可能な限り長期の期間を設定する。 （水環境整備課）	措置予定
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、提出を求める収支計画書については、必ずしも収入額と支出額の一致させることを求めないこととする。 （水環境整備課）	措置予定
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、応募者に提出させる収支計画書の費目について、制度所管課が示す費目分類を基本としつつ、指定管理業務の実態に沿う重要性の高い費目分類により収支計画書の提出を求める。 （水環境整備課）	措置予定
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、応募者に提出させる収支計画書について、業務の実態に沿う重要性の高い費目	措置予定

		<p>明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 15）</p>	<p>分類により、どの費目に該当するか、適切に各費目の説明を行う。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	
68-70	指定管理者の選定について	<p>第1回選定委員会の開催時期について</p> <p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、選定委員会からの十分な意見聴取と検討を行うため、原則として第1回選定委員会の開催から募集要項の公表までは2週間程度の期間を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 18）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、審査基準の設定時には、指定管理料の多寡が十分反映されるよう配点を設定する。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	措置予定
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、外部委員に支払うべき報償について、実績が確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては算定の基礎とする。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	措置予定
81-83	協定の内容等について	<p>収支実績の報告について</p> <p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目</p>	<p>年度終了時に提出される実績報告については、収支計画書における費目分類により報告するよう、求めており、令和6</p>	措置済み

		<p>分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見24）</p>	<p>年度実績において、提出された書類を照合し、その適否を確認した。令和7年6月9日付け人第190号の通知により、改めて、実績報告と収支計画とを照合し、収支の適否のチェックを徹底することとした。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見25）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、第三者使用における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付するものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	措置予定
85-86	修繕について	<p>一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】（意見27）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付するものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	措置予定
88-89		<p>旧吉野川流域下水道の修繕費について、本来県が実施すべき修繕を合理的な理由なく指定管理者に実施させているものが散見された。基本協定書の定めのとおり県が実施するようにすべきである。</p> <p>【対象施設：7】（指摘7）</p>	<p>県が新たに発注した場合には、対応に遅延が生じ、施設が機能停止に陥る恐れがあることから、汚水が継続的に流入する当該施設の特性を踏まえ、基本協定書において、緊急的に対応すべきものについては協議の上、指定管理者が修繕できることとなっている。</p> <p>施設所管課と指定管理者が協議の上、緊急性を確認し、指定管理者にて修繕を行っており、引き続き適切な運用に努める。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	措置済み
89		<p>旧吉野川流域下水道において、修繕工事も指定管理者による業者への支払いも年度内に完了していないにもかかわらず、指定管理料の増額という形で修繕費が県から指定管理者に支払われていた例があった。これは、修繕が完了していないにもかかわらず支払ったものであり、極めて不適切な処理である。</p>	<p>本事案発生に係る原因究明を行い、組織的改善が図られるようルールを定め、職員に改めて周知・注意喚起を行うとともに、令和6年度は業務管理を徹底し、適切に運用した。</p> <p style="text-align: right;">（水環境整備課）</p>	措置済み

【対象施設：7】（指摘8）

	モニタリングについて			
94-95	県によるモニタリングについて	指定管理者からの収支状況の報告のうち、その他などその項目名だけではいかなる経費なのか不明な費目については、その内訳も確認すべきである。また、本部・本社会計経費など当該施設の管理との関連性が不明確な費目については、より詳細な調査を行い施設管理との関連性や支出の適正さについて評価すべきである。 【対象施設：7】（意見33）	令和6年度の指定管理業務以降、順次、指定管理者から報告等に合わせた業務内容のモニタリングを実施し、指摘内容を踏まえ、適正に業務内容の精査を行っている。 (水環境整備課)	措置済み
95-96	県によるモニタリングの体制について	施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。 【対象施設：全】（意見35）	令和6年度以降、指定管理者とはモニタリング時に限らず、日常的に、施設の運転や汚水処理の状況について、確認を行っている。なお、モニタリングは、施設の規模や機能に応じた体制により、適切に実施している。 (水環境整備課)	措置済み
	情報公開について			
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。 【対象施設：全】（意見40）	前回募集時の募集要項、要求水準書の本文に合わせて、添付資料についてもすべて公開することとした。 (水環境整備課)	措置済み
	その他について			
107-108	光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	旧吉野川流域下水道では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、過去の実績額の控除等のミスにより補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。 【対象施設：7】（意見44）	錯誤額については、令和6年度中に指定管理者から返納を受けた。 現在は、複数職員による多重チェックを徹底し、再発防止に努めている。 (水環境整備課)	措置済み
112	決裁の時期、方法について	一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。 【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘18）	光熱費補填に伴う協定変更を行う場合は、年度内に処理できるよう負担元となる流城市町と協議を進めていく。 (水環境整備課)	措置予定
112-113		一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかつ	電気代補填に伴う公文書の作成など事務処理については、年度内に処理できるよう負担元となる流城市町と協議を進め	措置予定

		<p>たにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘19）</p>	<p>いく。</p> <p>（水環境整備課）</p>
--	--	--	----------------------------

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
129-130	旧吉野川流域下水道について	<p>主たる業務を県外事業者が行っている点について</p> <p>旧吉野川流域下水道においては、資格要件として県内事業者が主たる役割を担う必要があるにもかかわらず、全体業務の内県内企業の果たす役割が過半を占めているとは言えない状況である。指定管理者に対して資格要件を満たすように指導すべきである。</p> <p>【対象施設：7】（指摘26）</p>	<p>令和6年度は「旧吉野川流域下水道管理運営企業体」とともに、構成員間の指揮・命令系統、業務分担、工程管理、安全管理などの業務についての関わりを検証した上で、業務に従事した人数等に拘わらず、業務全般のマネジメントについて県内企業が主体的な役割を担っていることを再確認した。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置済み
130-133	令和5年度指定管理者募集の指定管理料上限基準額について	<p>旧吉野川流域下水道の令和5年度募集に当たって、明らかに過大な指定管理料の上限基準額が設定された。旧吉野川流域下水道の指定管理者の募集では1者しか応募がないことが予想され、実際にも1者しか応募がなかったことから、明らかに過大な金額の指定管理料での協定締結となつており、不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>【対象施設：7】（指摘27）</p>	<p>指定管理料の上限基準額は、発生元である流城市町の有収水量予測に基づき算定し、年度末に流入量の実績により変更しているが、今後は上限基準額の算定にあたり過去の実績も踏まえ、より適切な予測を行って参る。なお、令和7年度の指定管理業務より、年度協定額の算定にあたり過去の実績も踏まえ、流城市町に周知した上で、より適切な予測を行っている。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置済み
133-134	管理運営経費等の収支の状況の報告について	<p>旧吉野川流域下水道の収支報告について、正確ではない報告がなされている部分が見受けられた。県としては、指定管理者に正確な収支の状況を報告するよう指導されたい。</p> <p>【対象施設：7】（意見57）</p>	<p>令和6年度の指定管理業務より、指定管理者から報告等に合わせて業務内容の監査を実施しており、業務の適正な実施及び報告内容の精査とともに、必要に応じて指導を行っている。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置済み

【施設名：藍場町地下・松茂駐車場（対象施設8）】
 I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理の対象施設について			
46-47	対象施設の組み合わせについて	<p>指定管理の対象施設の組み合わせについては、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきであり、藍場町地下・松茂駐車場においては、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集する理由は合理性に欠けるものであることから、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集することについては再検討すべきである。</p> <p>【対象施設：8】（意見1）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に向けて、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集することについて再検討する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	検討中
	指定管理者の募集について			
54-55	募集時における情報公開について	<p>指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見7）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、収支状況や利用状況の詳細、現指定管理者において委託している業務の内容や費用の詳細についても可能な限り公開する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
55-56		<p>指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見8）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、保安上の理由等により公開すべきでない資料を除き、要求水準書の添付資料についても、公開する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
56-57	募集期間について	<p>指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見9）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、募集期間について、可能な限り長期の期間を設定する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
59-62	過年度の決算状況の開示について	<p>指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3、5、8】【制度所管課】（意見12）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、過年度決算と収支計画書の各費目については原則として統一する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定

62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、応募者に提出を求める収支計画書の記載要領を改める。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
64-65		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高い費目分類とするよう見直しを行う。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見15）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、応募者に提出させる収支計画書について、費目に係る補足説明などにより、第三者の視点から検証比較が可能となるよう配慮を行う。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
指定管理者の選定について				
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見17）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、選定委員から出された意見を反映できるよう、選定委員会は余裕を持ったスケジュールを確保し、開催する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、審査基準の設定について、固定納付金の多寡について配点として適正</p>	措置予定

		<p>準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 18）</p>	かつ十分に反映される審査基準とする。	(企業局経営企画課)
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 20）</p>	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、外部委員に支払うべき報償について、実績が確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては、算定の基礎とする。	措置予定 (企業局経営企画課)
協定の内容等について				
80-81	報奨金・ペナルティ等の設定について	<p>変動納付金の発生基準となる額を指定管理に応募した者の収支計画における収入予定金額とは適切ではない。変動納付金の発生基準となる額は、過去の収入実績に基づいて県側において決定するなどの方法を検討し、適切に設定すべきである。</p> <p>【対象施設：8】（意見 23）</p>	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、変動納付金の発生基準となる額について、県側において設定する。	措置予定 (企業局経営企画課)
81-83	収支実績の報告について	<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 24）</p>	年度終了時に提出される実績報告については、収支計画書における費目分類により報告するよう、基本協定書において明示する。また、引き続き、実施計画と収支計画とを照合し、収支の適否のチェックを行う。	措置予定 (企業局経営企画課)
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所</p>	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、第三者使用における相手先業者の選定について、原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付するものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべき」趣旨を基本協定書等で明示する。	措置予定 (企業局経営企画課)

		管課】(意見 25)		
84-85		<p>第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】(指摘 4)</p>	<p>指定管理者が第三者使用（再委託）をしようとするときは、事前に再委託業務の内容や契約期間、予定金額等を記載した書面を県に提出し、書面による承諾を令和7年度から行った。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置済み
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】(意見 26)</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合がどのような場合か、明確に判断できるよう、基本協定書等で定義する。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置予定
85-86		<p>一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである</p> <p>【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】(意見 27)</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、修繕の実施における相手先業者の選定について、原則として「入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべき」趣旨を基本協定書等で定める。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置予定
95-96	モニタリングについて			
	県によるモニタリングの体制について	<p>施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。</p> <p>【対象施設：全】(意見 35)</p>	<p>令和7年度に実施のモニタリングについても、引き続き適正に実施できるよう体制を整備する。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置済み
99	情報公開について			
	選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	<p>選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、5、8】(意見 39)</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載し、公開する。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置予定
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	<p>選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。</p>	<p>ホームページにおいて、選定結果の公表とともに、募集要項や要求水準書の本文と併せて、添付資料についても保安上の理由等により公開すべきでない資料を除き、公開した。</p>	措置済み

	て	【対象施設：全】（意見 40）	(企業局経営企画課)	
	その他について			
108-109	光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	<p>藍場町地下・松茂駐車場では、光熱費影響額に対する補填について、実績額が指定管理者の事業計画書に記載された光热水費を下回っているにもかかわらず補填が行われていた。光熱費影響額は指定管理者が想定していた金額を下回ったものであるため本来は補填不要であったというべきである。</p> <p>【対象施設：8】（意見 45）</p>	<p>令和6年度の光熱費影響額に対する補填についても、制度所管課が示すルールに則り、基準年度の光熱費と事業計画の光熱費を比較し、高い方（事業計画）の額より光熱費実績額が上回っており、なおかつ収支見込みが赤字だったため、事業計画の光熱費と光熱費実績額の差額を補填した。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置済み
112	決裁の時期、方法について	<p>一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘 18）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、制度所管課が示すルールに則り、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から固定納付金に反映させるなど運用の見直しを行った。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置済み
112-113		<p>一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘 19）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、制度所管課が示すルールに則り、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から固定納付金に反映させるなど運用の見直しを行った。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置済み

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	藍場町地下・松茂駐車場について			
135	利用時間について	<p>駐車場の利用時間について、募集時に一律に定めるのではなく、申請者の自由な提案が可能となるような募集とすることが望ましい。</p> <p>【対象施設：8】（意見 58）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、駐車場の利用時間について、申請者の自由な提案が可能な募集となるよう見直しを行う。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置予定

【施設名：牟岐少年自然の家（対象施設9）】
I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理者の募集について			
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、資料として当該施設の収支状況や利用状況及び第三者への委託状況について公開する。 (生涯学習課)	措置予定
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、指定管理者の募集要項や要求水準書の添付資料を県のホームページ上で公開する。 (生涯学習課)	措置予定
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	募集期間を含む一連の公募スケジュールについて検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。 (生涯学習課)	検討中
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見13）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、収支計画書における収入額と支出額を必ずしも一致させることを要求しない。 (生涯学習課)	措置予定
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定すべきである。施	応募者に提出させる収支計画書の費目に関して、指定管理業務の実態を踏まえて見直しを検討し、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。	検討中

		設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見 1 4）	(生涯学習課)	
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見 1 5）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、全庁的な指針に沿って、応募者に提出させる収支計画書の費目について個別の収入・支出がどの費目に該当するか適切な説明を行う。 (生涯学習課)	措置予定
指定管理者の選定について				
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見 1 7）	第1回選定委員会の開催時期を含む一連の公募スケジュールについて検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。 (生涯学習課)	検討中
70-75	審査基準について	指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見 1 8）	指定管理料の多寡の評価への反映、審査項目の設定等、審査基準の改定について検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。 (生涯学習課)	検討中
75-76	外部委員の報償について	選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検	外部委員への報償については、令和8年度の次回指定管理者選定における委員の実働の状況を踏まえながら判断して参	検討中

		<p>討るために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 20）</p>	る。	(生涯学習課)	
		協定の内容等について			
81-83	収支実績の報告について	<p>一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、9】（指摘 3）</p>	令和6年度の実績報告については、指定管理者に収支計画書と同様の費目分類とするよう求め、適切な費目分類で提出がなされた。	(生涯学習課)	措置済み
81-83		<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 24）</p>	令和6年度の実績報告については、指定管理者に収支計画書と同様の費目分類とするよう求め、適切な費目分類で提出されたものにより、収支の確認を行った。	(生涯学習課)	措置済み
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】【制度所管課】（意見 25）</p>	第三者使用における相手先業者の選定について協定書見直しの検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。	(生涯学習課)	検討中
84-85		<p>第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続により再委託の承認を行うようにするべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、8、9】（指摘 4）</p>	令和7年度の第三者使用に関する承認については、基本協定書第18条に基づく再委託の承認手続を適正に行った。	(生涯学習課)	措置済み
85	修繕について	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定	施設に重大な影響を及ぼす修繕の定義について、他施設の事例等を踏まえながら協定書の見直しの検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。		検討中

		書等で適切に用語を定義すべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 (意見26)	(生涯学習課)	
89-90		牟岐少年自然の家では、修繕費の多寡に応じて県の負担が変わるところ、基本協定書で業者の選定を入札等で決定すべきと定められているにもかかわらず、確認されていなかった。県費の適正な執行が行えるよう、業者の選定状況を適切に管理すべきである。 【対象施設：9】(指摘9)	指定管理者が予定する修繕案件について、指定管理者と事前・事後の連絡調整を密に図り、基本協定書第26条に基づきながら、業者の選定状況の管理を適切に行っている。	措置済み
90		牟岐少年自然の家の基本協定書では、1件60万円以上の修繕は県が実施すべきとなっているにもかかわらず、指定管理者が実施し、指定管理料として支払っている。基本協定書に定められたとおりの運用を行うべきである。 【対象施設：9】(指摘10)	基本協定書別紙において「機能を維持するために行う修繕は規模にかかわらず、大規模修繕から除き、管理運営業務に含めるものとする。」と定めている。指定管理者が予定する修繕案件は、そのほとんどが「機能を維持するために行う修繕」に該当しており、「1件60万円以上の修繕はすべて県が実施する」といった運用はなじまないものと考える。一方で、当該施設の老朽化に伴う修繕内容の多様化や増加により、基本協定書本文の妥当性の低下も見られるため、令和9年度からの次期指定管理期間においては、より適正な修繕のあり方を基本協定書に反映させる。	措置予定
モニタリングについて				(生涯学習課)
95	県によるモニタリングについて	牟岐少年自然の家について、施設の性質からすると実地調査の必要性は高いと思われるところ、実地調査が不十分と考えられる上、記録上、実地調査における調査項目や結果が判然としない。施設の性質に応じて十分な実地調査を実施すべきであり、また、調査した項目や結果を正確に記録し残すべきである。 【対象施設：9】(意見34)	令和6年度は、決定した調査項目を用いた施設の実地調査及び指定管理者への訪問を実施し、適正にモニタリング調査を行った。また、その結果については正確に記録し残した。	措置済み
95-96	県によるモニタリングの体制について	施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。 【対象施設：全】(意見35)	令和6年度に実施したモニタリングについては、必要な体制を確保し、適切な調査を行った。	措置済み
情報公開について				
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。	次回募集時まで公開する情報として、令和3年募集時の募集要項や要求水準書の本文及び、添付資料についてすべて公開済みである。	措置済み

		て	【対象施設：全】（意見40）	(生涯学習課)	
		その他について			
109	光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	<p>牟岐少年自然の家では、光熱費影響額に対する補填について、実績額が指定管理者の事業計画書に記載された光熱水費を下回っているにもかかわらず補填が行われていた。光熱費影響額は指定管理者が想定していた金額を下回ったものであるため本来は補填不要であったというべきである。</p> <p>【対象施設：9】（意見46）</p>	<p>令和6年度の光熱費影響額に対する補填については、制度所管課の算定ルールに基づき、光熱費影響額算出の比較対象に事業計画の光熱費を追加して補填額を算定するなど、適切に対応した。</p>	(生涯学習課)	措置済み
109-110		<p>牟岐少年自然の家では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、過去の実績額の控除等のミスにより本来の補填すべき金額より多額の補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。</p> <p>【対象施設：9】（意見47）</p>	<p>事務処理誤りによる過大支給分については、令和6年度支出において指定管理者より返還済み。また、ミスが生じないよう課内におけるチェック機能を強化した。</p>	(生涯学習課)	措置済み
112	決裁の時期、方法について	<p>一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘18）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。引き続き、文書事務の適正化に努めて参りたい。</p>	(生涯学習課)	措置済み
112-113		<p>一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘19）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、令和7年度より相当額を当初予算に計上し、年度当初から指定管理料に反映させるなど運用の見直しを行った。引き続き、文書事務の適正化に努めて参りたい。</p>	(生涯学習課)	措置済み